一一二　非対称すれ違い用ビーム若しくは主走行ビーム又はその両方を発する自動車の前照灯であって、白熱電球又は発光ダイオード（ＬＥＤ）モジュールを装備しているものの認可に関する統一規定

一一三　対称すれ違い用ビーム若しくは主走行ビーム又はその両方を発する自動車の前照灯であって、白熱灯光源、放電灯光源又はＬＥＤモジュールを装備しているものの認可に関する統一規定

一一六　自動車の許可されていない使用に対する保護に関する統一規定

一一七　タイヤの車外騒音の発生、ぬれた路面上での摩擦力又は転がり抵抗に係る認可に関する統一規定

一一九　動力駆動車両のコーナリングランプの認可に関する統一規定

一二一　車両の手動操作装置、テルテール及びインジケータの位置及び識別に係る認可に関する統一規定

一二三　自動車の配光可変型前照灯システム（ＡＦＳ）の認可に関する統一規定

一二五　自動車の運転者の前方視界に係る認可に関する統一規定

一二七　自動車の歩行者保護性能に係る認可に関する統一規定

一二八　動力駆動車両及びそのトレーラーの認可されたランプユニットにおいて使用される発光ダイオード（ＬＥＤ）光源の認可に関する統一規定

一二九　改良された年少者用補助乗車装置であって自動車の車内で使用されるもの（ＥＣＲＳ）の認可に関する統一規定

一三〇　自動車の車線逸脱警報装置（ＬＤＷＳ）の認可に関する統一規定

一三一　自動車の高度緊急制動装置（ＡＥＢＳ）に係る認可に関する統一規定

一三四　自動車及びその構成部品の水素燃料電池自動車（ＨＦＣＶ）の安全関連性能に係る認可に関する統一規定（注）

注　日本国については、「欧州連合の型式認定」を「国際連合規則第百三十四号に基づいて認定した型式を認定するための条件」は、「次のとおりとする。ただし、日本国の高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十六条の規定に基づいて容器についての表示がされている場合に限る。

(a)　製造者又は日本国におけるその法律事務代理人は、日本国の高圧ガス保安法に基づく申請時に、次のことを示す。

(i)　当該容器の材料が日本工業規格（ＪＩＳ）Ｇ三二一四に規定するＳＵＳ３１６Ｌと同等であること。この(i)の規定の適用上、この規定の効力発生の日のドイツ工業規格（ＤＩＮ）一・四四三五を満たすものはこの要件を満たしているものとみなす。

(ii)　「ニッケル当量」（質量パーセント）が二十八・五を超えるものであること。この(ii)の規定の適用上、「ニッケル当量」（質量パーセント）は、次のとおり定義され、及び材料証明書によって証明されるものとする。

(iii)　「絞り」の試験結果が七十五パーセントを超えること。当該試験結果が七十二パーセントから七十五パーセントまでの間である場合には、当該申請は、「ニッケル当量」を考慮して審査される。

(b)　個々の車両は、日本国の高圧ガス保安法第四十九条及び第四十九条の四の規定に基づき水素貯蔵装置に対する二年ごとの定期的な検査の対象となり、当該装置は、製造の日から十五年後に取り外される。

この注の規定は、両締約国がＧＴＲ第十三号（水素及び燃料電池自動車に関する世界技術規則）の第二段階の作業を完了し、千九百五十八年協定に基づき対応する国際連合規則を適用した時に効力を失う。

一三五　車両のポール側面衝撃性能（ＰＳＩ）に係る認可に関する統一規定

一三六　車両区分Ｌの車両の電動パワートレーンの特定の要件に係る認可に関する統一規定

一三七　前面衝突時における乗用車の補助乗車装置に焦点を当てた認可に関する統一規定

一三八　静音性車両の低減された可聴性に係る認可に関する統一規定

一三九　乗用車のブレーキアシストシステム（ＢＡＳ）に係る認可に関する統一規定

一四〇　乗用車の横滑り防止装置（ＥＳＣ）に係る認可に関する統一規定

一四一　車両のタイヤ空気圧監視システム（ＴＰＭＳ）に係る認可に関する統一規定

一四二　自動車のタイヤの取付けに係る認可に関する統一規定

付録二―Ｃ―２　一方の締約国が適用している国際連合規則であって他方の締約国がその適用を検討していないもの

規則番号	名称	他方の締約国が適用する日付（注） 注　この附属書の第五条2の規定に従って合意される日付
五三	車両区分Ｌ３の車両の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付けに係る認可に関する統一規定	
七三	次に掲げる認可に関する統一規定 Ⅰ　車両の側面保護装置（ＬＰＤ）に係る認可 Ⅱ　側面保護装置（ＬＰＤ）に係る認可 Ⅲ　この規則の第二部に基づいて認定された型式のＬＰＤの車両への取付けに係る認可	
八五	車両区分Ｍ及びＮの自動車の推進のための内燃機関又は電動トレーンの正味出力及び電動トレーンの三十分間の最高動力の計測に係る認可に関する統一規定	
一二六	当初の車両に備え付けられていない仕切りシステムであって荷物の移動に対する乗員保護のためのものの認可に関する統一規定	

附属書二―Ｄ　焼酎の輸出の促進

日本国の酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三条第十号に定義する単式蒸留焼酎であって、日本国において単式蒸留によって生産され、瓶詰にされるものは、欧州連合の他の適用可能な法的要件が満たされる場合には、四合（注1）又は一升（注2）の伝統的な瓶で欧州連合の市場に提供することを認められる。

注1　一合は、百八十ミリリットルと等しい。

注2　一升は、千八百ミリリットルと等しい。

附属書二―Ｅ　ぶどう酒産品の輸出の促進

第一編　欧州連合

第Ａ節　第二・二十五条1(a)及び2(a)に規定する欧州連合の法令

第二・二十五条1(a)及び2(a)に規定する欧州連合において承認される産品の定義及び醸造法並びに欧州連合において適用される制限については、次に掲げる法令に定める。

二千十三年十二月十七日の欧州議会及び閣僚理事会の規則（ＥＵ）第一三〇八・二〇一三号（農産品についての市場の共通体系について定め、並びに閣僚理事会規則（ＥＥＣ）第九二二・七二号、閣僚理事会規則（ＥＥＣ）第二三四・七九号、閣僚理事会規則（ＥＣ）第一〇三七・二〇〇一号及び閣僚理事会規則（ＥＣ）第一二三四・二〇〇七号を廃止するもの）（二千十三年十二月二十日の欧州連合の官報（ＯＪ　Ｌ　三四七）六百七十一ページ）。特に、同欧州議会及び閣僚理事会の規則第七十五条、第七十八条、第八十条、第八十一条、第八十三条及び第九十一条並びに附属書Ⅶ第二編並びに附属書Ⅷ第一編及び第二編の規定に基づくぶどう酒分野の生産に関する規則。ただし、これらの規定が第二章第Ｃ節の規定の適用対象となる産品に関係する場合に限る。